

『2010年版 司法試験 完全整理択一六法 行政法』
お詫びと訂正

以下の箇所には誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
61	判例 換地計画の関係権利者の同意（最判昭59. 1. 31・百選 134 事件）内	同意に変わる	同意に代わる	2010.9.1
183	表<訴訟類型>の抗告訴訟の説明	当事者間の法律関係を確認・形成する処分・裁決に対する訴訟や公法上の法律関係に関する訴訟	行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟	2010.5.1
183	表<訴訟類型>の抗告訴訟の説明	行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟	当事者間の法律関係を確認・形成する処分・裁決に対する訴訟や公法上の法律関係に関する訴訟	2010.5.1
17	8行目	直接に損害賠償請求	直接に損失補償請求	2010.5.1
199	9行目	薬事法改正の違憲	薬事法改正が違憲	2010.5.1

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
17	上から 17 行目	「(次頁)」	削除	2010.5.1
103	上から 7 行目	「行政庁が認めた時 (20I)」	「行政庁が認めた時 (29I)」	2009.10.13
119	上から 24 行目	「害さない請求」	「害さないことが請求」	2009.10.13
217	上から 21 行目	「個別法においては、裁決の取消訴訟において、原処分の違法性を主張すべきであると規定されていることがある。これを裁決主義という」	「個別法で、原処分に対しては出訴を許さず、裁決についてのみ出訴することができる旨を定めているものがある。これを裁決主義という。この場合には原処分の違法も裁決の取消の訴えによってのみ争うことができる。」	2009.10.22
12	上から 14 行目	「公法上のものあっても」	「公法上のもの であ っても」	—

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
17	下から 8 行 目	「事件」がある」	「事件がある」	—
61	下から 6 行 目の「3 非 事業型・完 結型計画」 の題目の上 に挿入	—	<p>第二種市街地再開発事業 計画 第二種市街地再開発事業 計画は、再開発ビルを建 設し、 工事完了後に旧権利者の うち残留希望者にビルの 一室を賃貸・譲渡するこ とを予定して、 地域内の土地を買収・収 用する計画である（都市 再開発法 2(1)、118 の 2 以下）。</p> <p>第二種市街地再開発事業 は土地収用法 3 条各号所 定の事業に該当するもの とみなされ（都市再開発 法 6I）、 再開発事業計画の決定の 公告は土地収用法 26 条 1 項所定の事業認定の告示 とみなされる（都市再開 発法 6I IV）から、 公告された再開発事業計 画の決定には処分性が認 められる（最判平 4.11.26・百選 160 事件）。</p>	—

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
62	上から 2 行目	上から 2 行目 都市計画法 8 条における都市計画法上の用途地域指定は、それにより、建物の種類、容積率、建ぺい率等の規制を受けることになるため、その処分性が認められる。	都市計画法 8 条における都市計画法上の用途地域指定は、それにより、建物の種類、容積率、建ぺい率等の規制を受けることになるものの、このような効果は一般的抽象的なものにすぎないため、その処分性が否定される（最判昭 57.4.22・百選 161 事件）。	—
62	上から 5 行目からの (3) の部分	—	全部削除	—
66	下から 12 行目	「債権者代位しようとした」	「代位行使した」	—
72	下から 2 行目	「道交 25 条の 2」	「道交法 25 条の 2」	—
73	上から 18 行目	「決定要旨」	「決旨」	—
76	下から 10 行目	「(行手 2IV イ)」	「(行手 2(4)イ)」	—
80	上から 16 行目	「憲法 35 条、38 条」	「憲法 31 条、35 条、38 条」	—
191	下から 5 行目	「許され許されず」	「許されず」	—
190	16 行目	⇒§行許 3《注釈》3(2)	⇒§行訴 3《注釈》3(2)	2009.10.26
40	3 行目	六 裁量権の限界と司法審査問	六 裁量権の限界と司法審査 (新司法試験出題マーク)	—

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
180	17 行目	(2) それが法令の通用によって	(2) それが法令の適用によって	2009.9.24
69	下から 12 行目	要保護性が欠く	要保護性が欠ける	2010.1.18
69	下から 12 行目	威力業務妨害罪の構成要件である要保護性が欠く	威力業務妨害罪の構成要件である業務の要保護性が欠ける	—
69	下から 7 行目	撤去はやむをえないといえ要保護性を満たす	撤去はやむをえないといえ、業務の要保護性はある	—
192	下から 4 行目	(1) 具体的な法的効果を欠くが処分性が認められるもの	削除	2010.3.4
193	1 行目	(a) 具体的な法的効果を欠くもの	削除	2010.3.5